2　贈与額　二億円
3　署名者
日本側　三ツ矢憲生外務副大臣
トンガ側　トゥイバカノ首相兼外務貿易大臣兼防衛大臣兼情報通信大臣
平成二十六年三月十三日
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第七十号

平成二十六年二月二十六日にベオグラードで、セルビア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がセルビア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　二億円
3　署名者
日本側　黒木雅文在セルビア大使
セルビア側　イバン・ムルキッチ外務大臣
平成二十六年三月十三日
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第七十一号

平成二十六年二月二十六日にサラエボで、ボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　三億円
3　署名者
日本側　山崎日出男在ボスニア・ヘルツェゴビナ大使
ボスニア・ヘルツェゴビナ側　ズラトコ・ラグムジヤ外務大臣
平成二十六年三月十三日
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第七十二号

平成二十六年三月四日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく高速多胴船の最適化に係る共同研究に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十六年三月十三日
外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「ＭＤＡ協定」という。）に言及する光栄を有します。ＭＤＡ協定は、経済の安定が国際の平和及び安全保障に欠くことができないという原則と矛盾しない限り、各政府が、他方の政府に対し、援助を供与する政府が承認することがある装備、資材、役務その他の援助を、両政府の間で行うべき細目取極に従って、使用に供するものとすることを特に規定しています。

日本国政府及びアメリカ合衆国政府の代表者は、ＭＤＡ協定に基づく航空機器への応用のための画像ジャイロに係る共同研究及びＭＤＡ協定に基づく共同研究に関する新たな計画の作成についての二千十年二月十七日の交換公文に基づいて作成され、同日に署名された共同研究事業に関する日本国防衛省とアメリカ合衆国国防省との間の了解覚書（以下「二千十年の了解覚書」という。）に従って実施された情報の交換を考慮し、最近、高速多胴船の最適化に係る共同研究に関する計画（以下「計画」という。）に関し、前記の細目取極を行うため討議を行いました。この討議の結果に関する日本国政府の了解は、次のとおりであります。

1　4の規定に基づき行われる実施細目取極に従い、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、計画の実施のために必要な情報、装備及び資材をそれぞれの国の法令に従って相互に提供する。両政府は、計画の実施のために必要な資金を共同して負担する。

2　計画は、必要な範囲内で、日本国及びアメリカ合衆国の企業との契約を通じて実施される。

3　この了解は、ＭＤＡ協定及びＭＤＡ協定に基づく取極（千九百五十六年三月二十二日に東京で署名された防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を含む。）に従って実施される。

4　この了解を実施するため、両政府の権限のある当局の代表者は、計画に適用される実施細目取極を行う。当該実施細目取極は、二千十年の了解覚書及び事業取決めから成る。当該実施細目取極につき、日本国政府の権限のある当局は、防衛省であり、アメリカ合衆国政府の権限のある当局は、国防省である。

5　この了解及びこの了解に基づき行われる全ての取極の下で日本国政府及びアメリカ合衆国政府が行う財政上の債務の負担及び支出は、それぞれの国の憲法上及び法律上の規定に従った予算の承認を得たところにより行う。

本大臣は、前記の了解がアメリカ合衆国政府により受諾される場合には、この書簡及び受諾する旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生じ、かつ、いずれか一方の政府による終了の通告の受領の日の後六箇月が経過する時まで効力を有するものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年三月四日に東京で
日本国外務大臣　岸田文雄
アメリカ合衆国特命全権大使
キャロライン・ケネディ閣下

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

○文部科学省告示第二十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第五号及び第十四条第一項第二号の規定に基づき、平成十四年文部科学省告示第五十三号（補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十三日
文部科学大臣　下村　博文

別表補助金等の名称の欄中「国際宇宙ステーション開発費補助金」を「国際宇宙ステーション開発基幹ロケット高度化推進費補助金」に、「沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金」を「沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金」に、「原子力発電関連技術開発費等補助金」を「原子力発電関連技術開発費等補助金（被災地通学用バス等購入費補助金、被災地通学用バス等購入費補助金、素材技術研究開発拠点形成事業費補助金）」に、「防災対策推進学校施設環境改善交付金」を「防災対策推進学校施設環境改善交付金（被災地通学用バス等購入費補助金、素材技術研究開発拠点形成事業費補助金）」に、「沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金」を「沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）」に、「原子力発電関連技術開発費等補助金」を「原子力発電関連技術開発費等補助金（被災地通学用バス等購入費補助金、素材技術研究開発拠点形成事業費補助金）」に、「防災対策推進学校施設環境改善交付金」を「防災対策推進学校施設環境改善交付金（福島定住等緊急支援交付金）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十五年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

（日本側書簡）

本使は、アメリカ合衆国政府が前記の了解を受諾することを同政府に代わって確認し、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生じ、かつ、いずれか一方の政府による終了の通告の受領の日の後六箇月が経過する時まで効力を有するものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年三月四日に東京で
アメリカ合衆国特命全権大使
キャロライン・ケネディ
日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○文部科学省告示第二十八号

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十六年度における教科書展示会の開始の時期及び期間を次のとおり指示する。

平成二十六年三月十三日
文部科学大臣　下村　博文

一　教科書展示会の開始の時期　平成二十六年六月十三日
二　教科書展示会の期間　十四日間